

第 3 8 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 0 年 1 2 月 1 日 (月)

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

一木明委員，小堀志津子委員，青木格次委員，森本章倫委員，
小野口睦子委員，加藤一克委員，藤井昌一委員，森賢一郎委員

臨時委員

中村祐司委員，千保喜久夫委員

2 号 委 員

菊地公史委員，半貫光芳委員，金子和義委員，塚原毅繁委員

3 号 委 員

糸川元一委員 (代理出席者：鈴木実)，高瀬晴久委員 (代理出席者：川上和彦)，新井一夫委員

(計 1 7 名)

出席幹事

笠井純幹事，栗田健一幹事，田辺義博幹事，入山俊夫幹事，
青柳久幹事，伊沢昌之幹事，関哲雄幹事

(計 6 名)

事務局

塚田浩書記，齋藤貴司書記，高橋裕司書記

(計 3 名)

塚田書記

お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、「第38回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたします。
はじめに、本日の会議資料について、確認させていただきます。
資料といたしまして、事前にお届けいたしました「第38回審議会会議次第」、「資料1：(仮称)第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」、「資料2：都市計画マスタープラン全体構想概要」でございます。
また、本日お席にお配りしております「参考資料1：コンパクトシティについて」、「参考資料2：第37回審議会での構成に関する指摘事項について」、「縮小版の都市計画図」、「用途制限の概要表」、「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」の以上の資料となっております。
不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。
続きまして、新しく就任されました委員をご紹介します。
宇都宮市都市計画審議会条例第3条第1項の規定によりまして、新たに2号委員として、就任されました市議会議員の塚原毅繁様でございます。

塚原委員

塚原です。よろしく願いいたします。

塚田書記

ありがとうございます。
それでは、議事に移らせていただきますが、進行につきましては、森本会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

森本議長

それでは、只今より第38回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。
開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。
早いもので、今年もあとわずかとなりました。皆様と議論してまいりました都市計画マスタープランについては、2回目の審議になります。
前回、主に、都市づくりの基本方向について、皆さんからご意見をいただきました。
今日は、土地利用や都市整備の方針、分野別の方針について、さらに中身の濃い議論ができればと考えております。
これらは、非常に重要な議題でございます。この中身が今後の宇都宮市をいかにして作るべきかの方向性を決める議論となろうかなと思っております。
一方で、地域につきましては、今月の20日に北関東自動車道路が茨城まで繋がるなど、大きなうねりを見せてきております。
是非とも県央としての宇都宮市のあり方など、広い見地と皆様のご意見をいただきながら、議論を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。
それでは、事務局より、今回の会議の成立について、ご報告をお願いいたします。

事務局

はい。議長。
本日の会議でございますが、現在出席委員は17名でございます。
これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。また、傍聴者は2名でございます。

森本議長

それでは、会議次第に従って進めてまいりたいと思います。まず、当審議会条例施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小野口委員と千保委員の両名を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に移ります。審議の公開についてですが、本審議は公開となります。傍聴の方は、お手元の「傍聴要領」の内容をお守りいただきませうようお願いいたします。

本日の議題といたしまして、平成20年9月19日付、宮都第342号にて、市長から諮問がなされております。

審議内容は、開催通知でご案内しております「議案第1号」、「都市計画に関する基本的な方針の策定」といたしまして、「(仮称)第2次宇都宮都市計画マスタープラン」について、審議を継続してお願いしたいと思います。

本議案については、前回9月の第37回審議会において、「全体構想」のうち、「都市づくりの基本的方向」、「将来都市構造」の説明が事務局よりありましたが、今回は、その続きの部分となる「土地利用の方針」、「都市整備の方針」について、事務局説明を受け、委員の皆様のご審議をお願いするものです。

また、この議案につきましては、本日の資料により「全体構想」のほぼ全容が示されるわけですが、審議の全体スケジュールの中で、年明けまでに全体構想を固めていくということですので、今回についても「継続審議」として、進めてまいります。

さらに、前回の議論におきまして、「ネットワーク型コンパクトシティ」に関しての説明、意見交換が必要とのご意見がありました。

そこで、本日は、参考資料として「コンパクトシティについて」事務局より説明を受け、第5次総合計画における都市空間の考え方など、ご確認をいただきたいと考えております。

それでは、早速、事務局より参考資料についての説明をお願いいたします。

事務局

はい。議長。

それでは、参考資料1により、「コンパクトシティについて」ご説明いたします。

「1 本市を取り巻く環境と都市づくりのあり方について」であります。本市では、これまで人口増加や都市活動の拡大に合わせて、市街地を拡大してまいりました。

しかしながら今後は、緩やかではありますが、人口減少の局面へと突入し、人口減少社会を迎えることになってまいります。

こうしたなか今後、30年、50年といった超長期を見通したときに、都市としての持続性を確保していくためには、本市の都市構造を、これからの人口規模・構造や都市活動に見合ったものへと転換していくことが不可欠ということとなります。

「2 全国的に注目されているコンパクトシティの考え方」についてであります。市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存の都市の中心部を有効に活用し、そこに多様な機能を集積させた都市の形態、あるいはその構築を目指す考え方として、持続可能性のある都市の在り方として、全国の多くの都市においてコンパクトシティに向けた検討がされ

ているところであります。
コンパクト化の基本的な特性としては、その都市における地形的特性や都市の成り立ちによって、コンパクト化の形態はことなりますが、土地の高度利用、都市機能の複合化、自動車への依存が少ないことなどがあげられております。

ここで3ページをご覧ください。
タイトルに国土交通省「集約型都市構造の実現に向けて」とありますが、国においても、今後の社会情勢に対応できる都市づくりのあり方について検討されております。
持続可能な都市を実現するためには、拡散型から集約型都市構造へ再編していく必要があります、その目指すべき都市像としては、都市機能が集約した拠点と拠点を基幹的な公共交通により連携し、都市内のアクセスを公共交通により確保する。また、拠点は都市機能の集積を図り、環境負荷低減型の都市の形成を実現していくものとしております。

下段になりますが、目指すべき都市像として、集約型の都市構造へ転換するためには、公共交通を重視したまちづくりが必要としており、①になりますが、都市内の公共交通の整備状況や都市の規模に応じた拠点間を結び連絡する公共交通の方法やあるいは、②では、基幹となる公共交通軸上への拠点の形成や都市機能の集積などが提示されております。

また4ページになりますが、コンパクトシティを目指しております都市の事例として富山市を記載しております。
富山市では、鉄軌道をはじめとする公共交通を軸とし、その沿線に都市機能を集積させる拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指しております。
都心部を中心とした一極集中型の都市構造ではなく、都市機能を集積した徒歩圏と一定以上のサービス水準を確保した公共交通から成る都市構造となっています。
公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりが、富山市の特徴となっています。

1ページにお戻りください。
「3本市が目指すコンパクトシティについて」でありませんが、人口減少時代への対応、地球環境問題の深刻化など、本市を取り巻く様々な問題に効率的・効果的に対応していくためには、都市のコンパクト化（高密化・集約化）が必要であり、また、コンパクト化を進めるにあたっては、中心市街地のほかに、産業・観光拠点、地域拠点における都市機能の集積、あるいは、環状道路、放射状道路などの骨格道路網、また鉄道など都市活動を支えている軸など、現在の都市構造を踏まえる必要がある。

こうしたことから、宇都宮市が目指す将来の都市空間の姿として、「ネットワーク型のコンパクトシティ（連携・集約型都市）」を第5次総合計画に位置づけ、長期的な視点で取り組んでいくこととしております。
その実現に向け、つぎの3つの柱がございます。
1つ目は、「土地利用の適正化」であります。既存のインフラの有効活用を基本しながら、市街地の無秩序な拡大を抑制し、土地利用の適正化を図り、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指すこととあります。

2つ目は「拠点化の促進」として、既存の拠点を有効に活用しながら、各拠点における機能や役割分担の明確化と拠点

事務局

の規模の適正化を図り、都市機能の質や機能性を高め、拠点化の促進を目指すことであります。

3つ目は、「ネットワーク化の促進」として、拠点と拠点を結び都市機能の連携や互いに補い合える軸、また他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化し、ネットワーク化の促進を目指すものでございます。

裏面になりますが、ネットワーク型コンパクトシティのイメージを示したものであります。

左側は、「現在の都市の姿」のイメージとしておりますが、特徴や境目がはっきりしない、薄く広がった都市で、拠点についてもメリハリのない状態となっております。

一方、右側は、「将来の都市の姿」としてのネットワーク型コンパクトシティの姿であります。メリハリのある都市として、それぞれの拠点において都市機能が集積することにより、高密度化され、また拠点間を結ぶ軸も強化されております。

イメージではございますが、こうした都市の姿を長い時間をかけて目指していくものとしてございます。

最後になりますが、「4 都市をコンパクト化（高密化・集約化）することによるメリット」であります。大きく3つにまとめております。

1つ目は、地球規模の環境問題や超高齢社会への対応として、公共交通機関を基軸とした過度な自動車利用が抑制された、環境にやさしく、歩いて暮らせる都市、また、都市機能を適切に活用できる都市を形成していくことが可能となること。

2つ目は、高度成長期に整備した公共資本ストックの老朽化への対応として、既存ストックが有効に活用され、投資の拡散が抑制されること、維持管理・更新が効率化された都市を形成していくことが可能となること。

3つ目は、中心市街地の活力低下への対応といたしまして、高次な都市機能が集積した、都市の顔となる中心市街地を再生していくことが可能となることであります。

以上が「コンパクトシティ」に関する説明でございます。

森本議長

事務局からご説明いただきましたけれども、ご理解いただけましたでしょうか。

何かご質問がある方は、お願いしたいと思っております。

それでは、議事に入ります。

まず、「議案第1号」について、ご説明をお願いいたします。

関幹事

はい。議長。

本日の議題の説明の前に、前回の第37回都市計画審議会においてご意見いただき、資料の修正を行いましたことについて、ご説明させていただきます。

A4版一枚の「参考資料2」をご覧ください。

表の右は修正前の構成であります。全体構想の内、第1章都市づくりの展望と課題、第2章の4都市フレームの流れ（配置）について、ご意見がございましたので修正を行いました。

まず、「全体構想」の中に設けておりました各項目を左覧の「序」に移し、第2章「都市をめぐる社会展望」を章だてに位置づけ、第3章の宇都宮市の現状と課題の最後に「都市フレーム」を9の今後の社会経済の見通しとして、また、10

関幹事

の都市づくりの課題という流れに構成を修正いたしましたので報告いたします。

それでは、本日の議題の説明に移させていただきます。

資料1の目次をお開きください。

前回ご説明致しました「序」及び「全体構想の第1章 都市づくりの基本方向」の続きとなります。

今回は、「全体構想 第2章 土地利用の方針」について説明いたします。

31ページをお開きいただきたいと思います。

アンダーラインをひいている文章が、基本的に、今回の「第2次都市計画マスタープラン」の策定において追加になる文章となります。

「土地利用の方針」につきましては、の31ページから36ページに記載してございます。

36ページの「土地利用構想図」をご覧頂きたいと思えます。

左下に土地利用ごとの凡例を色分けして記載しておりますので説明と併せて、ご覧頂きたいと思えます。

説明にあたりましては、A3横刷りの「概要版」を使用して説明させていただきます。

また、「参考資料」として、A4両面刷りカラーの「用途地域における建築物の用途制限の概要」を適宜ご参照いただければと思えます。

それでは、資料2「概要版」をご覧下さい。

1ページは前回ご意見を頂いた部分の概要でございます。

裏面の2ページをご覧下さい。

「1の基本理念」から順に説明させていただきます。

土地利用にあたりましては、宇都宮市独特の風土や魅力を守りながら、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現と、首都圏の中核拠点都市にふさわしい、活力と賑わいのある都市づくりを目指して、適正な土地利用を進めます。

「2の基本方針」につきましては、5つの項目を謳っております。

①の都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制、自然環境の保全・活用を図る。

②市街地の拡散につながるような新たな市街化区域の拡大、いわゆる「線引き」の拡大は、原則として行わない。

③市街化区域内の低未利用地の有効活用や既成市街地の高度利用などによって、人口・世帯増加に伴い必要となる住宅地は、その受け皿を確保する。

④都心拠点、地域交流拠点周辺、鉄道などの公共交通の便性の高い市街地では、集約的な市街地の形成を図るとともに、郊外では、良好でゆとりある住宅地を形成するなど、地域特性に応じて、密度にメリハリのある市街地を形成する。

⑤主に市街化調整区域での自然的土地利用から、都市的土地利用への転換は、地域の活力維持が必要とされる地域や都市構造上の「拠点」・「軸」の機能強化に資する地域においては、必要最小限の規模とするものとします。

続きまして、右枠の「3.土地利用の区分・配置及び整備方針」について、説明させていただきます。

関幹事

まず、土地利用の区分であります。大きく4つに区分しておきます。
商業系土地利用、住宅系土地利用、産業系土地利用、農業・自然系土地利用に区分し、それぞれをさらに区分して配置しておきます。

それでは、「商業系土地利用」からご説明いたします。
まず、都心拠点では、都市機能の更新と土地の高度利用を図り、中心市街地活性化などの取り組みと連携しながら、広域的な商業業務機能の集積を図り、地域交流拠点と鉄道駅周辺では、日常生活に必要な「最寄品」の提供など地域の核となる商業・サービス機能を適切に誘導します。
また、都市構造の強化に資する集客施設については、周辺環境への影響に配慮しながら、拠点の特性に応じて適切に誘導します。
商業系土地利用につきましては3つの区分で配置いたします。

まず、「都心商業業務地」についてご説明いたします。
「都心商業業務地」は、JR宇都宮駅および大通り周辺に配置し、市街地再開発事業等によって、土地の高度利用、商業業務施設と公共施設との一体的整備やそれらと調和した都市型の中高層住宅を誘導し、都市機能の複合化を図ります。
また、風格や活力のある景観形成、憩いの場の整備などによる回遊空間の創出など都市の快適性の向上を図り、魅力的で賑わいのある都市空間を創出します。

次に「都心業務地」についてですが、先ほどの「都心商業業務地」をサポートする地区として、概ね都心環状線周辺に配置するとともに業務・商業機能などと調和した都市型住宅を誘導します。

「近隣商業地」につきましては、“歩いて暮らせる生活圏”の形成に向け、日常的な利便性を確保する商業地として、地域交流拠点や鉄道駅周辺地区に配置します。
また、駅関連施設整備や交通結節点機能の強化など公共交通の活性化を目指し、中低層住宅の立地誘導や日常生活を支える商業地の形成を目指します。

続きまして、「住宅系土地利用」について説明させていただきます。
生活利便性の高い都心居住、地域交流拠点周辺の街なか居住、ゆとりと潤いのある郊外居住など多様な住宅地の形成を目指すとともに、地域の自然や歴史・文化を活かした魅力ある居住環境の創出・保全を図ります。
また、住宅とその他の都市機能が複合する市街地は、住・商・工など諸機能が共存した環境の形成を図り、次の4つの区分で配置します。
参考と致しまして本日5万分の1の用途区分がされた都市画図を配布しておりますので、説明と併せてご参照ください。

まず、「低層住宅地」であります。戸建住宅を中心とした低層な住宅地を形成している地域に配置します。
市街化区域内では、主に用途地域の「第1種低層住居専用地域」に市街化調整区域では、「地区計画」を活用して開発された住宅団地に配置します。
それら地域は、居住機能に特化した地域でありますので、高さや用途の混在のないゆとりある住宅地の形成を図り、地区計画等の活用によって、良好な居住環境を保全します。

関幹事

次に「一般住宅地」についてですが、都心拠点や地域交流拠点の周辺に配置します。

こちらは、主に用途地域の「第1種と第2種の中高層住居専用地域」に配置します。

店舗、事務所などを許容する地域になりますが、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成を図り、戸建住宅や中層の集合住宅などが調和した良好な住宅地の形成を目指します。

つぎの「複合住宅地」につきましては、「第1種住居地域」などの住宅とその他の用途が併存する地域に配置し、それらの機能の調和を図りながら、市街地環境の向上や生活環境の改善に努めます。

「都心居住地」についてですが、内環状線内に配置し、中高層住宅を主体とした比較的密度の高い住宅地の形成を図ります。

また、区画整理事業等により、計画的・総合的な整備を推進し、良好な都心居住環境を形成します。

続きまして、「産業系土地利用」についてであります。

まず、「沿道複合地」につきましては、主要な幹線道路沿道に一定の規模で配置し、道路機能や沿道環境に応じて、商業系・工業系といった沿道立地にふさわしい施設の誘導を図ります。

また、都心拠点、地域交流拠点を補完する適正な規模での商業機能の立地を許容します。

「産業流通地」につきましては、既存の工業団地、テクノポリスセンター地区、インターパーク地区、生産環境の保全を図るべき地域や用途の専用化を図るべき地域に配置します。

地域交流拠点にも位置づけされているテクノポリスセンター地区とインターパーク地区では、産業支援機能の充実と新しい産業地の形成を図り、また、時代によって変化する産業立地ニーズを的確に受け止めながら、本市の活力を持続的に創出する産業流通地を形成します。

続きまして、「農業・自然系土地利用」についてであります。まず、「農業地」につきましては、首都圏農業の確立に向けた安全・安心な食料の安定供給や望ましい自給率の確保に必要な農用地を確保し、農業生産基盤の整備、農地等の資源の適切な保全管理や農用地間の流動化や高度利用を促進します。

また、農地の持つ、多面的機能の維持や環境保全型農業の推進により優れた農業地域を形成します。

続きまして、「集落地」についてであります。比較的大きな規模の集落など地域では、土地基盤整備の進捗状況を踏まえながら、生活環境施設の充実を進めるなど定住環境の維持に努めます。

また、地域の活性化が課題となっている集落地におきましては、良好な地域環境の形成を図り、コミュニティや活力の維持に努めます。

最後に「森林地」につきましては、木材生産などの経済的機能と災害防止、水源涵養、などの公益的機能との調和を図

関幹事 れるよう、必要な森林の確保と適正な管理・整備に努めます。以上で「土地利用の方針」についての説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

森本議長 それでは、皆様からのご意見、ご質問をお願いいたします。

塚原委員 只今の説明は、概要版でご説明いただいたのですが、都心環状線、内環状線という言葉がありますが、文章だけでは、一般的にはわかりにくいものと思いますので、ご説明願いたいと思います。

関幹事 38ページをご覧いただきたいと思います。「骨格道路整備構想図」という図がございます。この中で、黄色で縁取られた道路が3環状12放射道路といわれるもので、そのうち、緑色で示された道路が内環状線であります。また、内環状線の内側にある、環状道路が都心環状線となっております。

森本議長 ご説明いただきましたが、補足の図面があったほうがよろしいですか。

加藤委員 都市計画図で説明してもらったほうが良いと思いますが。

事務局 それでは、都市計画図でもう一度ご説明いたします。まず、外環状線がございまして、競輪場通り、国道4号バイパス、平成通り、栃木街道で形成される環状道路が内環状線です。さらにその内側にある県庁前通り、JR宇都宮駅東口にございます今泉小学校の東側を南北に走っている今泉川田線、南大通りと小幡・清住地区が開通しておりませんが、材木町通りで形成される環状道路が都心環状線であります。

森本議長 内環状線、都心環状線などの文言がたくさん出てきますので、どこが何なのか分かるものを資料の中に是非取り入れるようご検討いただきたいと思います。その他にいかがでしょうか。

一木委員 先ほどから説明いただいているコンパクトシティを具体的に示したものが36ページの図になるのだと思いますが、説明の言葉だけでは、どこがどうなるのかがよくわからないのですが、地図上で見た時に、「ネットワーク型コンパクトシティ」の集約型都市機能というものが具体的に描かれているのだらうかと思うわけです。都心環状線の中は、住宅系の用途地域もありますが、誰が見ても理解はできるようになっているとは思いますが、内環状線まで拡げて見ると、かなり住宅系の土地利用がされているわけです。要は、現状をそのまま図示しただけのように思え、そこに疑問を抱いております。さらに外環状線まで拡げて見ると、目指す方向に向けたまとまったものとなっているのかどうか疑問を感じているので、抽象的ではありますが、そのことについて説明をお願いします。

森本議長 事務局どうでしょうか。

千保委員 環状線の地図を見ている限りでは、コンパクトシティの話はごく一部だと思うのですね。そもそも「資料1」の30ページの「将来都市構造図」が、

千保委員

コンパクトシティを考えるうえでの基本になる図になっているわけですが、今、環状線についてご説明いただきましたが、それは宇都宮市の限られたエリアの話であって、その他の様な地域をそれぞれに大切にしながら、コンパクトシティというものを考えるかというのとは、この図のレベルで考えるものではないかと思いません。環状がどこかということでは、環状がどこの範囲でコンパクトシティを考えると30ページで議論されたほうがよいのではないかと思いません。環状がどこの範囲でコンパクトシティを考えると30ページで議論されたほうがよいのではないかと思いません。環状がどこの範囲でコンパクトシティを考えると30ページで議論されたほうがよいのではないかと思いません。

森本議長

ありがとうございます。

一木委員

おっしゃられていることについては、理解するところはありますが、しかしながら、問題は、抽象的な議論だけではないけれども、現実に具体的なところには、たしかにかけないといえれば、いつなるかというところで、抽象的な議論が必要ないという面も当然あると思うのですが、両面から攻めなければ、効率性という効果の議論ができません。効率は、その点について、一言申し上げておきます。

森本議長

その他にご意見ありますでしょうか。事務局のほうからはどうでしょうか。

事務局

はい。議長。只今のご質問について、先ほどご説明いたしました、コンパクトシティ形成における3つの柱のうち、土地利用をどのようによびコントロールしていくかということだと思います。まず、大前提として、土地利用の方針のなかには、「資料1」では31ページにございます基本方針で、大きく5つの方針を整理してございます。今までは、宇都宮市におきましては、人口が増加してきてきた。そういう背景から、市街地を計画的に拡大してきたというところがございます。しかし、30年、50年先を見据えたときに、どのようにして土地利用をコントロールしていくのか、これだけ広がってしまったり市街地をどのようにしてコンパクト化していくのかというところが、非常に大きな課題だと考えております。したがって、これからは、今までのようなスタンスで市街地を拡大していくのではなく、無秩序な拡大に繋がる市街地の拡大を原則行わない、また、やむを得ず農地から宅地等に転換するものに対するところでも、非常に限定的な方針として、必要最小限の規模とするところがございます。まず、今の市街地の規模というものを抑えておき、一木委員からもお話しがございましたが、現在の用途地域指定に合わせ、土地利用区分ではありますが、例えば、低層住宅地では、第1種低層住居専用地域であり、人口密度を抑えることができ、一方、内環状線内や都心商業業務地帯では、都市機能を集約するこによって、人口密度や都市機能の密度を高めていくよう誘導して、コンパクト化の実現を目標としていこうと考えているところがございます。土地利用の誘導ということでは、積極的に今やるといふことではなく、建て替え時に住み替えを誘導するなど、中長期的なものとなっております。

半貫委員

コンパクトシティについての議論は特になのですが、今まで宇都宮市が行ってきた、今も行っていることについてで

半貫委員

すが、「資料2」の⑤で説明されていたところですが、市街化調整区域での農地転用の問題について、現在、50戸連たんの問題や地域の活性化ということ、上下水道が通っていない道路が6メートルあれば、その地域に元々住んでいないたわ人であっても都市的土地利用への転換が可能になって、片方では拡散を防ぐというところを言うので、また、片方でできし整理して、宇都宮市としての方針を徹底していかなくてはならないか、私たちが見えないものは、集約型都市構造の唱えても実現は難しいと思います。一ページについて質問したのですが、これについても具体的なものが示されませんでした。

と鞭ではありませんが、拠点に位置づけられた地域に住み替える人には、税制優遇があるとか、それ以外の地域では、建築に関して何か規制がかかるか、といったような、具体的なことを行っていくか、ビジョンとして見えてこないのか、一木委員がおっしゃっているように、30ページの「将来都市構造図」では、かたちとして見えるのだけれども、実際に線引きした現在の都市計画に当てはめるときに、線引きの変更があるのかなど、具体的にどうなのかが見えてこないか、我々がここで見えないものになってしまっているのではないか、と思うので、

行政として、土地利用の方向性がダブルスタンダードになっていること、また、将来都市像に関して、もっと具体化した図を示して、その実現のための方策を示すべきではないか、ということについて申し上げます。

何かご意見があればお聞かせいただきたい。

関幹事

はい。議長。只今、半貫委員から、50戸連たんについて、ダブルスタンダードがあり、将来目指すべき都市像に反するのではないかとご意見がございましたが、この50戸連たんの規制緩和につきましましては、都市計画法の改正によりまして、宇都宮市におきましては、立地基準に関する条例を定め、平成15年から認めているものであります。

主に住宅の連続性があり、道路や下水道などが整備されていて、新たな公共投資を要しない場所に認めているものでございます。

これは、「ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方と矛盾しないかということですが、あくまでも住宅が主であり、都市機能の集積というかたちで、中心市街地をはじめとする各拠点において、住宅以外の公共施設あるいは商業施設といった機能の集積を図ろうとしていることが「ネットワーク型コンパクトシティ」でございまして、確かに、住宅も1つの要素でございしますが、現時点では、矛盾しているというところではございませんけれども、制度を運用して5年が経過しておりますので、現在は、開発許可の動向を調査し、今後の方針を検討している段階でございまして、今後の議論もございまして、現在の基準が果たして良いものかどうかという議論もございまして、現在検討している最中ではございません。

千保委員

値というところではないかと思いますが、生活の豊かさというように、そうしなすところの比重が大きいと思うのですね。なり、上手に維持していただければ、森林、公園と農用地に見た場合、継承者がいない農地をどのようにしていくのか、都市マスでいう農用地として維持していくことができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

加藤委員

農業者の立場から申し上げさせていただきます。農業者の高齢化、担い手が不足するなかで、認定農業者制度があるなかで、認定農業者は50歳代ということですが、年齢制限がないということ、現在その年齢制限がないか、75歳の方々を認定農業者として認め、農作物の価格の低下などを受けて、農機具の更新もできない状況になっています。そのような状況であり、農業を辞める方向になっでしてまい、使われるなくなった農地は、継続していく人に集積して維持しているのですが、その継続する人もあと何年経ていけるかわからない。国内の需給率が40%ほどであるところ、国の方針では、50%まで高めるといいますが、農業者が減少するなかで、それを求めるというのは、非常に厳しいと考えており、農業の将来に不安を抱いております。現在でも大規模農家がおりますが、それも家族労働だけでは立ち行かなくなっており、やはり厳しい状況にあります。宇都宮市内では、土地改良を行った農地が85%ほどあり、残りの農地では、権利関係などなかなか先に進めないう状況で、そのよな農地では、農地の集積によって活用しようにも、未整備農地は借り手もない状況で、いわゆる耕作放棄地となってしまう。そこをどのようにしていくのか。考えても、整備されていない農地では活用できず、我々も今後の方向性ははっきり見えていないところ。その状況を改善するために、現在、農業振興計画を策定しているところ、近いうちには、それらについての判断材料をお出しできるというところ。

森本議長

その他にいかがでしょうか。委員から回答をいただいたような感じですが、事務局から何かありませんか。

関幹事

はい。議長。農業政策についてのご意見をいただいたわけですが、都市計画分野の役割とすれば、主に調整区域における農地や森林地に関して、適正な規制誘導を行って保全していくという役割を保持していると思しますので、自然的土地の保全、活用を図っていくという考えで、開発圧力に対しては、規制をしていくという考えでございます。

森本議長

他にいかがでしょうか。

中村委員

私の理解では、この第5次総合計画がございしますが、例えば、先ほどの認定農業者ということであれば、161ページあたりには述べられていることですね。ですから、この総合計画と並列で都市計画マスタープランが並ぶということまではいきませんが、総合計画の中に都市計画マスタープランのエッセンスが盛り込まれておりますので、捉え方としては、総合計画のなかに基本構想と基本計画

中村委員

をもって、理念を含めた施策の体系を述べていますので、この都市計画マスタープランというものも、ある意味ではグラウンドデザインであって、各委員のご指摘のとおり、実際にこれを実現していくとなると、今後、矛盾という失礼ですが、いろいろとぶつかり合う部分もございまして、あえていいますと、そういった具体的にどうしていくのかという部分は、総合計画の実施計画で行われることなので、実現方策に関しては、我々はそれを注視していくものと捉えております。ですので、ご指摘のことは、ごもっともとは思いますが、都市計画マスタープランの性格というものは、あえていうと総合計画の基本計画ですので、今後、課題の克服方法については、実施計画のなかで注視していかなければならないものという認識であると思っております。

森本議長

はい。ありがとうございます。

半貫委員

今年5年に1度の農業振興計画の見直しのときでありまして。残念ながら、ここはその議論の場ではないのですが、旧宇都宮市内の農振地域に関して、河内、上河内との合併時に合わせつつ見直しの機会を見送っているという経緯がございまして。仮に農地に対して、これから農地として保全したい地域と農業として生産性や競争力に課題がある地域については、農業の高度な土地利用を目指していくことを提言しても、必ずしも逸脱しているものではないと思っております。市街化区域のあり方については、済生会病院の北側、西川田地区や平石地区など、外環状線内側の調整区域についての議論もされてきましたが、都市計画のマスタープランであれば、市街化区域の議論ばかりではなく、農地について、保全の部分と利用の部分も踏まえたうえで議論することもないかと思っております。

森本議長

他にございせんか。土地利用区分についておさらいしますと、商業系、住宅系、産業系、農業・自然系とございましたが、主に住宅と農業については、かなり議論がございましたが、商業系、産業系については、提示された整備方針で概ね問題ないということでしょうか。

それでは、審議事項の1については、これで閉めさせていただきます。引き続き、審議事項の2「都市整備の方針」について、事務局からご説明いただきたいと思っております。

関幹事

はい。議長。
それでは、続きまして、「(2)第3章 都市整備の方針」についてご説明いたします。
「土地利用の方針」と同様に、資料2の概要版を中心にご説明いたします。適宜資料1のご参照をお願いいたします。

A3版の資料2の3ページをご覧ください。
都市整備の方針につきましては、都市づくりの理念である「ネットワーク型コンパクトシティ」や都市づくりの目標を実現していくために、先ほどご説明いたしました「土地利用の方針」を踏まえつつ、「交通」や「緑」、「環境や水循環」、「防災」、「福祉」など分野別の都市整備の方針を定めるものでございます。
左側の枠のうち「1. 交通体系の整備方針」でございまして、本文の資料1では37ページからとなります。

関幹事

まず、「(1) 道路ネットワーク整備」のうち、「1) 都市の骨格となる道路網の整備」であります。経済の活性化、地域振興、交通円滑化などを図る地域高規格道路やスマートインターチェンジの整備に努めるとともに主要な幹線道路や、都市の骨格を形成する3環状12放射状道路の整備を推進いたします。

次に「2) 身近な生活道路の整備」であります。身近な生活道路の整備を推進するとともに、歩道のバリアフリーなどを行ってまいります。

次に「3) 歩行者・自転車の利用環境の整備」であります。都心、地域交流拠点では、歩行者・自転車の安全・快適な空間の確保に努め、歩いて暮らせるまちづくりの重点化を図ります。

ここで、資料1の38ページをお開きください。「骨格道路の整備構想図」でございます。

道路の機能や拠点の種類を色分けし、図示してございます。図中、黄色で太く示しておりますが、本市の特徴でもあります「3環状12放射道路」やその他主要な幹線道路を活用し、拠点間の連携、ネットワーク化を進めてまいります。

再び概要版 資料2の3ページ左側にお戻りください。

「(2) 公共交通ネットワーク整備」であります。まず、「1) 基幹公共交通軸と地域の特性に応じた生活交通手段の確保」についてであります。都市の骨格となる鉄道や、LRTなどの東西基幹公共交通を基幹公共交通軸として位置付け、高い水準のサービスを提供します。

これら、基幹公共交通軸と連携して拠点間を連絡する主なバス路線は、サービス水準の維持・向上に努めます。また、支線的な役割をもつバス路線の維持に努め、地域の実情に応じて地域内交通の確保を図ります。

次に「2) 公共交通の利用促進」であります。バスの走行性、利便性などの向上や、駅へのアクセス道路、駐車・駐輪施設の整備や、モビリティマネジメント等による自動車利用者の意識転換など、利用者の視点にたった取り組みを推進してまいります。

次に「3) 交通結節点整備」であります。多様な交通の結節点となる駅前広場、交通ターミナルの整備と機能強化を推進しJR宇都宮駅は、駅西口の再整備や宇都宮駅東口周辺整備事業を推進し、駅前広場・バスターミナルをはじめとした整備を総合的に推進します。

また、雀宮駅及び岡本駅は、駅関連施設の整備を図るとともに、周辺のまちづくりと連携した駅機能の強化を図ります。

ここで、本文の資料1の40ページをお開きください。

「公共交通の整備構想図」でございます。

鉄道による基幹公共交通軸と「LRT等」の東西基幹公共交通、これらを補完する主なバス路線などを図示しております。

次に、先ほどの資料2の概要版の3ページ真ん中の欄の「2. 緑のネットワークの方針」をご覧ください。

資料1では41ページとなります。

まず、「(1) 緑の保全・自然環境の保護」であります。本市北西部を中心に存在する豊かな自然環境を保護・保全

関幹事

し戸祭山，鶴田沼緑地は，都市緑地として保全・整備を図ります。

市街化区域や周辺に残る良好な里山などは，緑地保全関係法令による制度の活用など検討を行います。

次に「(2) 公園・緑地の整備」であります，レクリエーション，スポーツ・文化活動の拠点として，総合公園・運動公園などの拠点公園の整備を推進いたします。

身近な生活圏の公園は，適正配置に努めてまいります。

次に「(3) 都市緑化の推進」であります，街路樹のネットワークや，公共施設，民有地の緑化を進めます。

民有地の緑化にあたっては，地区計画，緑地協定等を活用するほか，新たな仕組みを検討してまいります。

都心拠点及び地域交流拠点においては，都市・地域の顔として，都市緑化に重点的に取り組みます。

ここで本文冊子の資料1の42ページの図をご覧ください。

これは，「水と緑のネットワーク構想図」でございます。

森林など地域的な緑や，親水性の高い大規模河川をはじめ，拠点となる公園や緑地など，ネットワークの根幹を示しております。

引き続きまして概要版の3ページ中央，下の欄にお戻りください。

「3. 下水道・河川の整備方針」であります，まず，「(1) 下水道の整備」であります，地域に応じた生活排水処理体制を確立し，浸水安全度の向上のため雨水対策の充実を図ります。

公用水域の水質保全を図るため，合流式下水道区域での機能改善を推進いたします。

さらに，循環型都市の構築に資するため，下水道資源の有効利用を図ります。

次に「(2) 河川の整備」であります，河川の改修を進め，総合治水対策を推進するとともに清流軸であります鬼怒川の保全・整備に努めます。

河川の整備は，治水と環境の調和，親水性などに配慮し，進めてまいります。

続きまして，下の欄をご覧ください。

「4. その他の都市施設の整備方針」でございます。

その他の都市施設とは，処理施設や教育，福祉施設を指しておりますが，市場，ごみ処理施設，火葬場などの施設は，周辺の環境との調和に十分配慮して整備を行い廃棄物の中間処理施設等は，周辺の土地利用に配慮し，適正な誘導に努めてまいります。

学校，図書館等の教育文化施設や医療・社会福祉施設は，利用者の利便性と関連施設との連携に配慮して整備を行います。

次に3ページ右側の欄をご覧ください。

「5. 市街地整備の方針」でございます。

この市街地整備の方針につきましては，居住機能を有する拠点とそれ以外の市街地について，分けて記載しております。

まず，中心市街地である「(1) 都心拠点の整備」であります，宇都宮駅西口地区では，魅力ある都市景観形成や都市機能の更新を推進し宇都宮駅東口地区では，駅前広場や交流

関幹事

広場等の基盤施設整備を進めます。
また、中心商店街周辺は、再開発事業を核として、商業機能の集積や新たな交流、居住機能等の充実を図ります。

次に「(2) 地域交流拠点の整備」として、4地区の方針でございますが、まず、「1のテクノポリスセンター地区」であります。土地区画整理事業により、高次な都市機能の集積を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりのため、身近な生活利便施設の立地誘導に努めてまいります。

次に「2の雀宮駅周辺地区」であります。駅東口地区は、図書館や科学技術高校の整備を図るとともに、駅機能の拡充など都市基盤の整備を推進します。
また、駅西口地区は、交通基盤の整備、良好な街並みの形成に努めます。

次に「3岡本駅周辺地区」であります。駅西地区での土地区画整理事業により、都市基盤の整備を図り、居住環境の整備改善を進め、また、駅関連施設整備により、利便性の向上に努めます。
「4の上河内中里周辺地区」であります。中里原地区での土地区画整理事業により、都市基盤の整備や、自然環境と調和した良好な居住環境の形成、優良な宅地の供給を図ります。

次に「(3) 土地区画整理事業等による安全・安心で快適な居住環境整備」であります。計画的な都市基盤整備が必要である鶴田地区や宇都宮大学東南部地区などにおいては、土地区画整理事業等により、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

次に「(4) 地域特性を活かした居住環境の整備」であります。無秩序な市街化の恐れのある地域では、計画的で良好な都市基盤整備を図ります。
また、既存住宅地や開発計画地では、住民主体による地区計画や景観計画を活用し、良好な居住環境の整備を促進してまいります。

次に、「(5) 快適な住宅の供給と取得支援の充実」であります。住宅に関する情報提供や啓発活動に取り組むとともに、公営住宅の計画的な建替などを進めます。
また、住宅取得、賃貸等に関する支援など、中心市街地の活性化に資する居住促進を図ります。

裏面の4ページ、をご覧ください。
「6. 都市景観形成の方針」でございます。
この都市景観形成の方針につきましては、平成19年度に策定をいたしました「宇都宮市景観計画」との整合を図った内容としております。

まず、「(1) やすらぎのある緑景観の形成」であります。特徴ある景観や丘陵地の緑を保全し、緑空間として活用します。
市街地内では緑を質・量とも増やし、都市の快適性を高めてまいります。
また、農村景観の保全を図り、自然と調和した都市を実感できるように遠景の確保に努めます。

関幹事

次に「(2) うるおいのある水辺景観の形成」であります，清流軸である鬼怒川をはじめ，河川や池沼周辺を保全，整備し，うるおいのある水辺景観の形成に努めます。水資源を都市空間の中に活かした生活風景の再生に努めます。

次に「(3) 風格ある歴史文化景観の形成」であります，二荒の森の風致や，歴史的建造物などの街並みを保全し，歴史的資源を活かした風格ある歴史文化景観の形成に努めます。

次に「(4) 調和のある街並み景観の形成」であります，地区の特性に応じ，街並みの統一性などに配慮するとともに，公開空地の確保等により，良好な都市空間を形成します。電柱や電線，屋外広告物等の景観の阻害要素の改善に努めます。

次に「(5) 快適な道路・広場景観の形成」であります，道路は，「通り」の性格に応じた整備を行い，歩行者空間と街路樹による緑のネットワーク化を図ります。公園や広場は，市街地内の緑の拠点として確保し，憩いの場としての演出を図ります。

次に「7. 防災・防犯のまちづくりの方針」でございます。まず，「(1) 震災に強いまちづくり」であります，避難地や避難路などの防災施設を計画的に整備し，住宅・建築物の耐震性の向上を図ります。災害時の活動拠点や避難場所となる小中学校などの耐震補強を推進するとともに，防災備蓄倉庫など防災施設の充実を図ります。道路や橋梁，上下水道の耐震化を図るなど，震災時における被害軽減，安全性の確保に配慮した施設の整備を進めます。

次に「(2) 火災に強いまちづくり」であります，密集市街地など都市基盤の未整備地区では，幹線道路の整備や公園等を確保し，防災性の向上を図ります。また，商業系用途地域内では，防火地域の指定により建築物の不燃化を促進します。

次に「(3) 水害に強いまちづくり」であります，水源涵養のための森林や農地を保全します。河川整備を計画的に進め，雨水貯留施設などの設置により，総合的な治水対策を推進します。河川整備と連携し，公共下水道雨水幹線の整備を図ります。宅地内浸透ますの普及など雨水の流出抑制に努めてまいります。

次に「(4) 防犯の充実したまちづくり」であります，地域住民による自主的な防犯活動の充実を図ります。防犯灯の設置促進や死角の少ない公園整備など，犯罪が起りにくい環境整備に努めます。

4 ページ右側は，「8. 環境負荷の少ないまちづくりの方針」でございます。

まず，「(1) 環境にやさしい交通環境への転換」であります，自動車交通による環境への負荷の低減に努め自動車交通の抑制に向け，公共交通網等の利便性・快適性の向上を促進します。

自転車の利活用を促進するため，走行空間の確保や駐輪場

関幹事

の整備を推進します。

次に「(2) 環境負荷に配慮した市街地の整備」であります
が、都心拠点、地域交流拠点などを中心に、日常生活を支え
る商業、住居機能などを誘導し、歩いて暮らせる市街地の形
成を目指します。

屋上や壁面、オープンスペースの緑化、省エネルギー設備
の導入を誘導するなど、環境負荷の低減を促進します。

次に「(3) 健全な水循環の形成」であります
が、森林の適正な維持管理を推進し農業施策と連携のもと、適切に農地の
保全を図ります。

また、良好な自然が残る河川などの水辺を保全します。

次に「(4) 自然エネルギーの導入推進」であります
が、太陽光発電などの自然エネルギー導入に取り組み、環境にやさ
しい都市づくりを推進します。

公共施設における自然エネルギーの先導的導入を進め、市
民への導入支援を推進します。

最後に、下の欄「9の福祉のまちづくりの方針」でござい
ます。

まず、「(1) 公共的施設のバリアフリーの推進」でありま
すが、公共・公益施設などは、誰もが安心して利用できるよ
うバリアフリー環境の整備を推進します。

次に「(2) 交通環境のバリアフリーの推進」であります
が、ノンステップバスの導入促進や、駅や道路などのバリアフリ
ー化を推進します。

また、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅や大通り周辺部では、
重点的なバリアフリー化を推進いたします。

最後に「(3) 居住空間のバリアフリーの推進」でありま
すが、公営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者な
どが安心・自立して生活することができる居住空間を整備し
ます。

住宅改良への支援や賃貸住宅の供給などバリアフリー化さ
れた住宅の普及を促進します。

大変長くなりましたが、以上で、資料2の「第3章 都市
整備の方針」についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

森本議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質問、ご意見をお
願いたします。

半貫委員

「資料1」の43ページ「(1) 下水道の整備」と46ペー
ジの「7. 防災・防犯のまちづくりの方針」について、併せ
てお聞きします。

現在、本市において、汚水処理というと下水道と市街化調
整区域においては、集落排水があると思います。もう1つ、
これに該当しない所では、合併浄化槽をもって、下水道処理
を行っているということになっています。

その浄化された水の放流先についてですが、放流先がない
所は、宅地内で浸透処理しているわけですが、それについて
は、衛生的に問題があるのではないかという指摘を受けてお
ります。

「資料2」の「水害に強い街づくり」の中では、宅地内浸

半貫委員

透ます等の普及など雨水の流出抑制に努めるとあるのですが、これは、雨については、そのようなかたちでも良いと思いますが、汚水を宅地内で浸透させるということについては、合併浄化槽というものが下水道として成り得るのかという疑問があります。

そういった意味では、下水道の整備については、旧市街地の合流式下水道を何とかしましよというところもあるのですが、調整区域における合併浄化槽の放流先がない問題について、雨水と併せて処理するしかない。これに対しての表現がマスタープランにないと予算もなかなか付けられなくて難しくなると思います。

下水道というのは、現在行っている宅地内浸透も含めてのことなので、旧来の下水管を通して処理するスタイルのことでしか表現されていないようなのですが、そのことについての見解をお聞かせ願いたいのですが。

事務局

はい。議長。

「資料1」の43ページ「(1)下水道の整備について」でございまして、半貫委員からご指摘のございましたことにつきまして、詳細な部分の記載はございませんが、地域に応じた排水処理体制を確立し、という部分に汚水処理の部分も含めていまして。

半貫委員

解釈ではなくて、できればその点についても盛り込んでいただいたほうが、私は、本市における生活排水処理においては、宅地内浸透を前提としていることは、いかがなものかという意味で、それについての対応をお願いしたいということをお願いしているわけです。

かつては、宅地内に浸透させて、上水道が通じていないから、井戸をくみ上げているという所もあったわけで、今は、上水道が通ったので問題ないということではないと思います。

地域の水質への影響の問題もありますので、文章の読み込みというかたちではなく、雨水対策と併せて取り組んでいかなければならない問題だと思いますので、盛り込んでいただきたいという要望ということで話しを終わらせていただきます。

入山幹事

はい。よろしいですか。

環境保全課でございます。

生活排水処理全般の計画等については、当課で行っております。

その中で、半貫委員がおっしゃられております、宅地内処理については、調整区域内の全ての宅地で認めているものではなく、公共用水に排水できる所は、最大限接続させるようにしており、それができない所でも、単独浄化槽ですと生活排水処理ができておりませんので、そういう所は、俗にいう地獄溜めとなっており、そのままですとそこから菌が発生し、拡大していくということになります。

しかし、合併浄化槽においては、生活排水を全てそこで処理し、最後に塩素滅菌を行い、流す水質も問題ない状態で扱っております。

森本議長

他にいかがでしょうか。

一木委員

河川の整備のところですが、最近、ビオトープという考え方が出てきておりますが、この文章ですとその概念が読み取れないので、そういったものも取り入れていただければと

思います。

事務局

はい。議長。
ありがとうございます。只今ご意見いただきましたビオトープについて、自然環境との調和ということと、文上では、読み取り難いところがございまして、こちらにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

青木委員

都市整備の方針ということ、どうしてもハード的な内容になっていまして、住民意識の高揚を図っていくというふうな文化的なまちづくりの方策も入らないものだろうかと思うのですが、都市整備とは違うのかもしれないが、子ども達に宇都宮の歴史などを教えていく、また、観光の部分でも活性化していけるようなまちになっていければと思うのです。住民意識が低いというところもあります、それをフォロアップしてあげられればとも思いますが、都市整備とは違うことなのですが、新しいマスタープランに盛り込めればと感じております。

金子委員

ただいま青木委員からお話しのあったことについては、「序」の「計画の役割」にある「住民理解・合意形成」を充実させられればいかと思っております。

森本議長

併せてご指摘をいただいておりますが、いかがでしょうか。

小堀委員

先ほどの話しになります、下水道について、宇都宮市全域の下水道整備は、いつ頃までに完了する予定になっているのですか。

入山幹事

下水道整備の完了時期についてですが、旧2町との合併があり、合併後の下水道の全体計画を今年度中に策定し、それに基づき計画を進めております。全体的な整備時期となると10年、20年先の話になると考えており、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

関幹事

はい。議長。
下水道に関連するデータについてですが、16ページに現在の公共下水道の整備率が載せてございますので、これらも参考にいただければと思っております。

森本委員

先ほどの青木委員と金子委員のご指摘については、何かございませぬか。

関幹事

はい。議長。
いわゆる、まちづくりのソフト部分についても言及してはどうか、というご指摘と思っておりますが、3ページの右下に記載してございます「まちづくりの今後と展開」の中で、これから地域別に地元に入っていく、その際に出てくる意見によっては、記載していきたいと考えているところでございます。

森本議長

その他にいかがでしょうか。

千保委員

市民、あるいは高齢者や子どもたちの生活を考えますと、最後のページにあるような、いろいろな場面でのバリアフリーというものが大切であり、一朝一夕で実現できるものではありませんが、着実に進めていただければと思っております。それと同時にそれらの方々の生活というものを考えると、この計画の中にも謳われておりますが、移動をどうするのか

千保委員

大きな問題で、車椅子や杖を突いて歩く方のことを考えると、どうしてもバリアフリーということが大切なので、これだけ大きなものになっているのだと思っております。

もう一つ「1. 交通体系」の「2」身近な生活道路の整備」で、歩道等について、この歩道整備は非常に重要で、車の往來の多い地域の歩道の整備というものは、かなり意識して整備いただく例示であげた方々についての移動は、安全に行えることになると思います。

この計画に記載されていますが、改めて推進をお願いしたいと思っております。

もう一つは、移動の問題で、バスなどの公共交通について、「(2) 公共交通ネットワーク整備」の「2」公共交通の利用促進」にバスの走行性・利便性などの記載がありますが、都市計画の問題とは違うかもしれませんが、バス停の配置ということがあります。

宇都宮市の高齢者へのアンケートでは、バス停までの距離が遠いという意見が多く、お金と時間がかかるので、可能かどうかわかりませんが、バス停の数を増やせないのか、間隔を短くできないのかと思っております。

そのようなことは、都市計画とは違うのかもしれませんが、高齢者などに公共交通で外出してもらおうとした場合、大切なことではないかと思っておりますので、そのような不便さを解消していくことも生活という視点においては、重要なのではないかと考えます。

それがマスタープランに反映できるかどうかは、別の話しかもしれませんが、何らかのかたちでご検討いただければ、ありがたいと思っております。

小堀委員

私も同意見で、モータリゼーションが進展して、自転車屋さんが減少してしまった時期がございましたが、最近では、歩行者と自転車が同じところを通行しており、非常に危険な思いをするところがあり、それぞれが安全で快適に通行できるように歩道を整備していただければと思います。

それと併せまして、私も自転車を利用しているのですが、駐輪場を見つけないところが難しいので、駐輪場を整備していただいたほうが、環境にやさしいまちづくりができるのではないかと思います。

森本議長

皆さんいろいろなご意見があるようですが、他にもございますか。

一木委員

交通問題を話されるときに、LRTを前提とした交通体系を考えるのか、そうでないのか、というところが決まらないと、場合によっては、マスタープランの前提が違ってしまいうところもあるのではないかと思います。

もちろん、この審議会がその可否を決める場ではないのですが、議論の仕方として、そこを問題ないかのように進めていくことはどうかと思うところがあります。

これについては、私もよくわかりませんが、本来であれば、ここで、まちづくりを議論したうえで、必要性があるのかなにかの判断になることが、順当なのかわかりませんが、いれども、いずれにしても、その問題をどのようなかたちで議論するのかというところが重要ではないかと思うところがあります。

先ほど、いろいろな方が話されていた、いわゆる交通弱者の問題も、全てではありませんが、LRTの問題が明確になることによって、部分的に解決するところもあると思われま

一木委員

すので、その位置づけをどのようにすればよいのか、意見ではなく疑問として思っていることですが、整理いただければと思います。

森本議長

いくつか交通に関する疑問や意見がございましたが、関連して、他にございますか。

菊地委員

私は、L R Tは必要だと思っっているのですが、先ほどもありましたが、バス停が遠い、バス停がなくなってしまうところ、たくさんあるわけですので、まずは、地域内公共交通を積極的に進めたいと思います。地域が積極的に手を挙げていかないと進めないようなところもあるようですので、L R Tよりも先に進めるべきではないかと私は思っていますので、地域内交通についての進捗がどのようになっているのかお聞きしたい。

森本議長

時間が迫っておりますので、交通に関してまとめてお聞きしたいのですが、他にありますか。

塚原委員

先ほど一木委員からお話がありましたが、まずは、L R Tの問題かと私も認識しております。それを議論しない限りは難しいのではないかと考えています。市長は、これからの議論を待って判断していくというところで、選挙戦を行ってきたにもかかわらず、今回の資料にもL R T等と記載されています。そうするとL R Tは決まっているのかという意識を持ってしまっているので、そのあたりに配慮したかたちで議論できるようにしていただきたい。

一木委員

私はL R Tに反対しているわけではありません。しかし、いくつかの高いハードルを越えなければならぬと思っておりますので、その問題は、この場で議論するものではありませんが、そこはつきりしない限りは、公共交通の議論が漠然としたものになってしまうと思っておりますので、その議論の整理をお願いしたいということです。

森本議長

いくつかのご意見がございました。自転車や歩行者の話から、公共交通全般の話がありましたが、事務局からコメント等お願いできますか。

関幹事

はい。議長。
ただいま公共交通につきまして、具体的にバス停の配置、数について、また、自転車、歩行者の通行空間や駐輪場についてのご意見等がございました。
「1. 交通体系の整備方針」で記載している部分もございませぬが、都市計画マスタープランの中に詳細な部分をどこまで記載していくのかということにつきましては、担当部局と検討してまいりたいと考えております。
また、L R Tのお話しがございましたが、都市計画マスタープランの中では、基幹公共交通ということによって位置づけしておりますが、第5次総合計画の中で「東西基幹公共交通軸（L R T）」と表現されておりますので、基本的には、総合計画に整合したかたちで表現させていただいているものであります。

半貫委員

L R T等という表現で、その“等”という部分が問われているところですが、第5次総合計画の91ページでは、L R Tの導入は5年後と明記されており、市長が選挙で、皆さんのご意見を聞いてからと言っております。

半貫委員

これは、行政として進めていくのだというのを盛り込んで、議会の議決を経て、皆さんのお手元にきて議論するわけですから、私は、LRTを前として、行政側は議論しないというのを前提に議論できなると難しいのかどうかというところが、堂々巡りになっちゃう気がいたします。議会の公共交通調査特別委員会は、LRTを整理したうえで、その沿線に人口を貼り付けるのだという説明を受けています。それに対して、土地利用の関係が変わってくるのですかと質問しているのですが、今回のマスタープランには、そのようなことが盛り込まれておりません。LRT等という表現で前提としながら、はっきりしないのでは、方針としてはどちらなのかはわかりませんが、議会のLRTについては、前提であるとしていただいたいと思いますが、議論しやすくなると思いますので、ご見解を伺いたいと思います。

森本議長

この意見に対して、事務局どうでしょうか。

金子委員

それについては、検討委員会などにおいても具体的な方針が出されていません。また、議会においても、まだ議論されたい状況で、LRTありきで話しを進めると都市計画自体も違う方向へ向かいかねないので、まずは目標年次の平成34年のまちの姿をイメージすることが大切であり、そのうえで、必要ならばLRTという順番だと思います。

森本議長

いろいろなご意見がございしますが、いずれにしても我々がやろうとしていることは、策定の趣旨・目的にもございしますが、持続的に発展可能な都市を形成して、それについての方角性を明確にするという趣旨のもとにありますので、重要な意見であることは間違いございません。そしてこれらは、継続審議ということでありますので、いただいたご意見を基に深い議論に入っていくわけですが、本日の審議会の時間が過ぎてしまっておりまして、とりまとめに入りたいと思いますが、まだ、ご意見があるようでしたら、最後にいただいて、終了したいのですが、いかがでしょうか。

半貫委員

「資料1」の30ページに図がありますが、実際にどのようにして人口密度を誘導、目指していくのかということをも具体的に示していただいたほうが良いと思います。このままでは、絵に描いた餅のように思います。総論としては良いのですが、各論のところ非常に心配になってきますので、できましたら、具体化の部分について説明いただきたいと思います。そのことについて、詰めていけるのかいけないのかの議論でもいいので、次回に対応していただきたいと思います。

森本議長

次回に向けてのご要望がありました。その他にはどうでしょうか。

中村委員

「資料1」の12ページのD I Dという用語について、これの解説を載せていただきたい。その他にも記載が必要な言葉もあると思いますので、用語解説が必要と思いました。

森本議長

いずれにしても、専門用語の説明につきましては、市民が見て不明に思うだろう言葉については、配慮をお願いいたします。

ます。
他にございますか。
事務局のほうからはありませんか。

事務局

はい。議長。
「その他」でございますが、次回の審議会の開催の予定について、お知らせさせていただきます。
年明けの1月29日の木曜日午後に開催を予定してございます。
委員の皆様には、改めて、文書にてご案内させていただきますが、現時点での予定としてお知らせさせていただきます。
お忙しいところ、恐れ入りますが、委員の皆様には、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

森本議長

以上が本日の審議事項です。いろいろとご意見、要望等ありましたが、次回審議会では、市民との意見交換会等も含め、全体構想の概ねまとめとなります。
また、本日の会の終了後にご意見等ございましたら、事務局のほうへお伝えいただきたいと思います。

以上をもちまして、第38回都市計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

宇都宮都市計画審議会

会 長 森 本 章 倫

議事録署名委員

小 野 口 睦 子

議事録署名委員

千 保 喜 久 夫